

年金機構けんぽからのお知らせ (第 562 号) 7.3.7

令和 7 年度健康保険料率・介護保険料率の決定について

日頃は健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

先般、令和 7 年 2 月 18 日開催の第 43 回組合会において、令和 7 年度の健康保険及び介護保険の保険料率を改定することとなりましたのでお知らせいたします。健康保険料率は 2.0%引き上げし 100.0%、また、介護保険料率は 1.8%引き下げし 16.0%に決定されました。

詳細は以下のとおりとなります。

令和 7 年度の保険料率

保険料率	令和 6 年度			令和 7 年度		
	事業主負担分	被保険者負担分	合計	事業主負担分	被保険者負担分	合計
健康保険料率	49.00%	49.00%	98.00%	50.00%	50.00%	100.00%
内 訳	一般保険料率	48.425%	48.425%	49.405%	49.405%	98.810%
	基本保険料率	29.333%	29.333%	29.144%	29.144%	58.288%
	特定保険料率	19.092%	19.092%	20.261%	20.261%	40.522%
	調整保険料率	0.575%	0.575%	1.150%	0.595%	1.190%
介護保険料率	8.90%	8.90%	17.80%	8.00%	8.00%	16.00%

※令和 7 年 3 月分(任意継続被保険者は令和 7 年 4 月分)の保険料から適用されます。

- 一般保険料は、基本保険料と特定保険料に区分されます。
基本保険料は、保険給付、保健事業等の費用に充てるための保険料です。
特定保険料は、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等に充てるための保険料です。
- 調整保険料は、健康保険組合連合会が実施する高額医療交付金交付事業、組合財政支援交付金交付事業に要する費用に充てるための保険料です。

- 一般の被保険者の保険料額は、「健康・介護保険標準報酬月額別保険料額表」をご覧ください。
- 任意継続被保険者の保険料については、「任意継続被保険者前納保険料早見表」をご覧ください。
- 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額は、300 千円です。(けんぽのお知らせ第 559 号参照)

照 会 先	日本年金機構健康保険組合 ○保険料率の決定に関すること 電話番号 03-5216-3221 (総務課 遠藤・星) ○保険料額表に関すること 電話番号 03-5216-3223 (業務課 鈴木・村山) (12 時~13 時は担当不在により回答できない場合があります。)
-------	--